事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水:石狩市地域防災計画)

石狩市地域防災計画によると、当会地区内での洪水氾濫の危険がある北海道管理河川は、8水系11河川があり、商業中心地域に一つである厚田区の厚田地区においては、想定される浸水深さが5mを超える区域があります。

これによると、厚田地区市街地にある事業所などでは浸水被害が予想されます。

【厚田区:厚田川水系厚田川】



【浜益区:浜益川水系浜益川】



(出典:石狩市地域防災計画)

(土砂災害:石狩市地域防災計画、北海道土砂災害警戒情報システム)

石狩市地域防災計画によると、当会地区内での土石流・急傾斜地の崩壊による土砂災 害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況は、厚田区43箇所・浜益区64箇所 で広範囲に点在しております。

これによると、指定区域には現状では小規模事業者7名が含まれています。

【厚田区厚田地区】

【浜益区浜益地区】



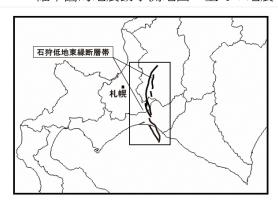
(出典:北海道土砂災害警戒情報システム)

(地震:石狩市地域防災計画、J-SHIS)

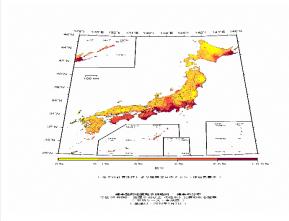
石狩市に影響を及ぼす可能性のある地震は、石狩市地域防災計画によると、3つの海溝型地震と8つの内陸型地震が想定されています。当会地区内での被害が最も大きくなる想定地震は、厚田区(当別断層(モデル30_5地震)) 震度6.4、浜益区(増毛山地東緑断層帯(モデル451地震)) 震度6.4となっています。

地震ハザードステーションの地図*によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確率3%以下となっていますが、いつでも起こり得ることを考えれば、警戒が必要であります。2018年の北海道胆振東部地震の影響によるブラックアウトにより、地区内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶え、観光施設のキャンセルが相次ぎ、売上が減少しました。

※確率論的地震動予測地図-全ての地震-平均ケース



(出典:地震調査研究推進本部)



(出典:地震ハザードステーション)



(出典:地震調査研究推進本部)

【海溝型地震】

領域又は地震名	規模	地震発生確率						
関戦人は地展名	(マグニチュード)	10年以内	30年以内	50年以内				
北海道北西沖の地震	7.8程度	0.002%~0.04%	0.006%~0.1%	0.01%~0.2%				
北海道留萌沖の地震	7.8程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%				
北海道南西沖の地震	7.8程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%				

【内陸型地震一活断層帯】

	1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2								
主要断層名		規模		地震発生確率					
	土安例眉石	(マグニチュード)	30年以内	50年以内	100年以内				
	石狩低地東緑断層帯 (主部)	7.9 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0~0.002%				
	石狩低地東緑断層帯 (南部)	7.7 程度以上	0.2%以下	0.3%以下	0.6%以下				
	当別断層	7.0 程度	ほぼ 0~2%以下	ほぼ 0~4%	ほぼ 0~8%				

増毛山地東緑断層帯	7.8程度	0.6%以下	1%以下	2%以下
沼田-砂川付近の断層帯	7.5程度	不明	不明	不明

【内陸型地震一伏在断層】 ※札幌市地震被害想定委員会

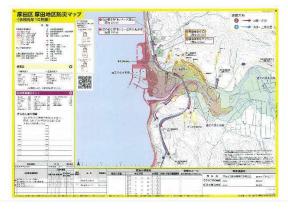
- 	規模	
主要断層名	(マグニチュード)	地震発生
野幌丘陵断層帯	7. 5	確率
月寒背斜に関する断層	7.3	_
西札幌背斜に関する断層	6.7	

(出典:石狩市地域防災計画)

(津波:石狩市地域防災計画、石狩市地区防災ガイド)

石狩市に影響を及ぼす可能性のある津波は、石狩市地域防災計画及び地区防災マップによると、国道 231 号線が浸水想定範囲にあることから、道路が寸断された場合は陸路での物流が寸断される可能性があることや、沿岸部にある事業所等は浸水被害が想定されます。

【厚田区厚田地区】



【浜益区浜益地区】



(出典:石狩市地区防災ガイド)

(その他)

石狩市では、多くの人命にかかわるような大災害は過去には起きていませんが、台風、 大雨、暴風、暴風雪等の災害が発生しています。

〈過去における主な災害記録〉

年月日	種別	被害状況
		・人的被害 1名(重傷)
		・住家被害 1棟(一部破損)、13棟(床上浸水)、31棟(床下浸水)
		・非住家被害 2 棟(半壊公共建物)、13 棟(半壊その他)
		・農業被害 260ha(田浸冠水)、0.41ha (畑浸冠水)、農業用施設 1 箇所 (農道)、
H20 0 14	大雨	営農施設 2 箇所
H29. 9. 14	人的	・土木被害 1箇所(河川・道)、7箇所(河川・市)、7箇所(道路・国)、3箇所
		(道路・市)
		・林業被害 12 箇所(林道)
		・公立文教施設被害 1箇所(小学校)、1箇所(中学校)
		・社会教育施設被害 1 箇所 被害額 575,784 千円

_						
		・住家被害 3棟(一部損壊)				
		・非住家被害 9棟(一部損壊公共建物)、7棟(その他)				
		・農業被害 11. 1 ha(畑)、営農施設等 184 箇所、	畜産被害 6 箇所			
		その他被害 6箇所				
		・土木被害 倒木処理(500 本以上)、114 箇所(道路	各 67・公園 47)			
	ム国	・水産被害 6箇所(一部損壊:漁港施設3、その他	3),			
Н30. 9. 5	台風	・林業被害 11 箇所(倒木処理)				
	(21 号)	・衛生被害 1 箇所(一部損壊:公立病院)				
		・商工被害 1箇所(商業)				
		・学校被害 12 校(一部損壊:小学 7、中学 5)				
		・社会教育施設被害 5箇所(一部損壊:図書館ほか	۸)			
		・社会福祉施設被害 1棟(一部損壊:公立)				
		・停電 6,550 戸 (最大時)	被害額 117,012 千円			
		・人的被害 1名(重傷)、1名(軽傷)				
		・住家被害 17 棟(一部損壊)				
		・非住家被害 4棟(一部損壊:公共建物)				
		・農業被害 12 箇所 (液状化)、7 戸 (畜産被害:生乳廃棄 10 トン)				
		・農業被害 12 箇所(液状化)、7 戸(畜産被害:生	乳廃棄 10 トン)			
Н30. 9. 6		・農業被害 12 箇所 (液状化)、7 戸 (畜産被害:生 ・土木被害 5 箇所 (法面崩れ等:道路2、河川2、	,			
H30.9.6 「平成 30 年北海道胆	地震		,			
	地震	・土木被害 5 箇所 (法面崩れ等:道路2、河川2、	その他 1)			
「平成 30 年北海道胆	地震	・土木被害 5 箇所 (法面崩れ等:道路2、河川2、 ・学校被害 2 校 (一部損壊:小学1、中学2)	その他 1)			
「平成 30 年北海道胆	地震	 ・土木被害 5 箇所(法面崩れ等:道路2、河川2、 ・学校被害 2 校(一部損壊:小学1、中学2) ・社会教育施設被害 3 箇所(一部損壊:公民館、砂 	その他 1) 中丘の風資料館、図書館) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
「平成 30 年北海道胆	地震	 ・土木被害 5箇所(法面崩れ等:道路2、河川2、 ・学校被害 2校(一部損壊:小学1、中学2) ・社会教育施設被害 3箇所(一部損壊:公民館、砂・社会福祉施設被害 3棟(一部損壊:りんくる ほ 	その他 1) 中丘の風資料館、図書館) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
「平成 30 年北海道胆	地震	 ・土木被害 5 箇所(法面崩れ等:道路2、河川2、 ・学校被害 2 校(一部損壊:小学1、中学2) ・社会教育施設被害 3 箇所(一部損壊:公民館、砂・社会福祉施設被害 3 棟(一部損壊:りんくる ほ・商工被害 15 件(観光施設のキャンセル)、1 箇所 	その他 1) P丘の風資料館、図書館) iか) (民間施設の液状化)、			

(出典:石狩市地域防災計画)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等といった新たな感染症は、ほとんどの人 がウイルスに対する免疫を獲得していないため、急速な蔓延による大きな健康被害とこ れに伴う社会影響をもたらすことが懸念されています。

(2) 商工業者の状況

○商工業者等数【厚田地区・浜益地区】 141人(独自データ)

○小規模事業者数【厚田地区・浜益地区】

129人 (H26経済センサス)

	業	種		商工業者数	小規模事業者数	備考
	建	設	業	2 1	2 1	地区内に広く分散
	製	造	業	1 0	1 0	IJ
商工業者	卸	売	業	0	0	IJ
尚上来有 	小	売	業	3 9	3 7	IJ
	飲食	業・宿	泊業	2 5	2 5	IJ
	サーヒ	゛ス業・そ	の他	4 6	3 6	II

(3) これまでの取組

1) 石狩市の取組

項目	年 月	備考
石狩市防災会議条例	S37. 12	
石狩市地域防災計画策定	S51. 9	
石狩市業務継続計画 (BCP) 〔地震災害対策編〕の策定	H27. 3	
新型インフルエンザ等対策 行動計画の策定	H28. 3	
新型インフルエンザ等対策 業務継続計画の策定	R2 . 2	
防災訓練等の実施		総合防災訓練、避難所運営訓練、防災講習会等の実施
防災備品の備蓄		非常食、生活物資、発電機等

2) 石狩北商工会の取組

項目	年 月	備考
災害復旧貸付制度の周知	Н30. 10	北海道・㈱日本政策金融公庫
事業者 BCP セミナー開催	R1 . 9	事業者7名、職員3名受講
防災対策について対応	R1 . 10	防災備品確認、備蓄、重要データの保存方法確認
防災備品の備蓄		防災グッズ等

2 課題

- ○緊急時の取組についての定めが漠然としており、具体的に災害時に何をするか体制やマニュアルが整備されていません。
- ○実施推進体制の構築及び、責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要と思われますが、ノウハウを持った人員が十分にいません。
- ○支援計画の内容や考え方が職員間で浸透、共有できる訓練や教育が行われていません。
- ○当地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていません。

3 目標

- ○当地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを十分に理解してもらい、事業継続力強化計画策定の必要性を周知します。
- ○発災時における連絡体制を円滑に行うため、石狩北商工会と石狩市との間における被害 情報報告ルートを構築します。
- ○発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築します。

○成果目標

業種		秳	商工業者数	事業継続力強化計画策定目標					
	業種		(独自データ)	(経済センサス)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
建	設	業	2 1	2 1	1	1	1	1	1

製	造	業	1 0	1 0	0	1	0	1	0
卸	売	業	0	0	0	0	0	0	0
小	売	業	3 9	3 7	1	2	3	3	3
飲食	業・宿	泊業	2 5	2 5	1	1	2	2	2
サーヒ゛フ	ス業・そ	の他	4 6	3 6	1	2	3	3	3
合		計	1 4 1	1 2 9	4	7	9	1 0	9

※策定目標は、商工会の人員体制を考慮し、概ね3期で地区内の小規模事業者の全てが事業継続力強化計画を策定するように設定しました。(3期間の小規模事業者数は増減なしで設定)

○実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性 を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染 症等リスクを認識させるとともに、事前対策 としての改革策定の重要性を認識させます	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑 に支援するため職員間の連携と意思の疎通 を図ります。	職員会議及び 勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と、発災後・感染症発生時 に、速やかな復興支援策が行える体制の構築 をします	連携会議開催	年1回
保険・共済普及に 向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行う ための当会職員の育成と連携を図ります	職員会議及び 勉強会の開催	年1回

4 その他

- ○経営発達支援事業の委員会に合わせて、事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行います。
- ○上記、内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告します。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- 5 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和3年4月1日~令和8年3月31日)
- 6 事業継続力強化支援事業の内容
 - ○石狩北商工会と石狩市の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施します。

【石狩市】

- ①防災関連の情報提供
- ②事業持続力強化計画に係る助言・指導

【石狩北商工会】

- ①セミナー・個別相談会の開催事業
- ②事業継続力強化計画策定支援・フォローアップ

【共通】

- ①災害リスクの周知
- ②関係団体との連携
- ③防災訓練の実施
- ④対応対策時の対策及び復旧支援

(1) 事前の対策

- ○事業継続力強化計画策定支援を商工会と行政が共有することにより、自然災害発生時や 感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにします。
- ○日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内 部での職員会議及び、勉強会の開催により職員間の情報共有並びに、連携を図ります。
- ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知
 - ○巡回経営指導及び窓口相談業務時に、過去における災害記録や防災ガイド・マップ等を 活用し、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対 策(事業休業への備え、水災保証等の損害保険、共済加入等)の重要性を説明します。
 - ○商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において、本計画を公表するほか、事業継続力強化計画の重要性、策定後の支援措置などを紹介します。
 - ○事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー を実施します。
 - ○新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等といった新たな感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手、提供し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知します。
 - ○新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等といった新たな感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、 今後の感染症対策につながる支援を実施します。
 - ○事業者へ、マスクや消毒液等の一定の備蓄、事業業所内換気設備等、非接触型環境の整備情報や支援策等を提供します。
- イ. 商工会自身の事業継続計画の作成
 - ○石狩北商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ○保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや 損害保険内容の紹介等を実施します。
- ○感染症に関しては、収束時期が予測しづらいことから、リスクファイナンス対策として 各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施します。
- ○関係機関への普及啓発ポスター掲示、セミナー等の共催依頼を行います。

エ. フォローアップ

○小規模事業者の事業継続力強化計画等取組状況の確認 (年2回実施)

			商工業者数	小規模事業者数	策定件数					フォローアップ回数				
業種		重	(独自データ)	(経済センサス)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
建	設	業	2 1	2 1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2
製	造	業	1 0	1 0	0	1	0	1	0	0	2	0	2	0
卸	売	業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小	売	業	3 9	3 7	1	2	3	3	3	2	4	6	6	6
飲食業・宿泊業		泊業	2 5	2 5	1	1	2	2	2	2	2	4	4	4
サービス業・その他		の他	4 6	3 6	1	2	3	3	3	2	4	6	6	6
合		計	1 4 1	1 2 9	4	7	9	10	9	8	14	18	20	18

○石狩市、石狩北商工会並びに、関係機関を交えて事業継続力強化支援計画評価委員会に おいて、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況 及び評価検証を行います。評価結果は当会ホームページへ掲載することで、地区内小規 模事業者が閲覧可能な状態にします。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

○自然災害(震度6弱の地震)が発生したと仮定し、石狩市地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行います。

実施時期	石狩北商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認
训練的谷	発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連絡先	石狩市企画経済部商工労働観光課 商工労政担当

カ. 発災時における被害報告基準について

○被害認定基準及び被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法については、あらかじ め石狩市企画経済部商工労働観光課と協議し、策定します。

(2) 発災後の対策

○自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とします。そのうえで、 次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関との連携した行動に繋げます。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ○発生後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行います。 連絡方法の優先順位①SNS(グループLINE等)②メール(ショートメール・Eメール等)③電話
- ○安否確認後、地区内の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能を活用し、情報の共有を行います。

- ○国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・ うがい等の徹底を行います。
- ○管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事から の感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行います。

イ. 応急対策の方針決定

- ○石狩市災害対策本部の方針に従い、石狩市企画経済部商工労働観光課と連携を取り実施 に向けた役割分担・スケジュールの作成を行います。また、職員自身の目視で命の危険 を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、安全確保 がされた後に出勤します。
- ○配備態勢及び被害規模の目安は以下を想定します。

種別	配備の時期	配備要員				
	・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大で					
	あると予想される場合					
出勤	・当地区内に震度6弱以上の地震が発生したとき					
	・予想されない重大な災害が発生したとき					
	・気象特別警報が発生したとき					
警戒	・局地的な災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したとき					
音	・当地区内に震度5弱又は、5強の地震が発生したとき					
	・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の					
準備	発生が予想されるとき					
	・当地区内に震度4の地震が発生したとき					

○本計画により、石狩北商工会と石狩市は以下の間隔で被害情報等を共有します。

発災後 ~ 1週間	1日に3回共有する
1週間 ~ 2週間	1日に2回共有する
2週間 ~ 4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	1日に1回共有する

○石狩市で策定した「石狩市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報 の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施し ます。

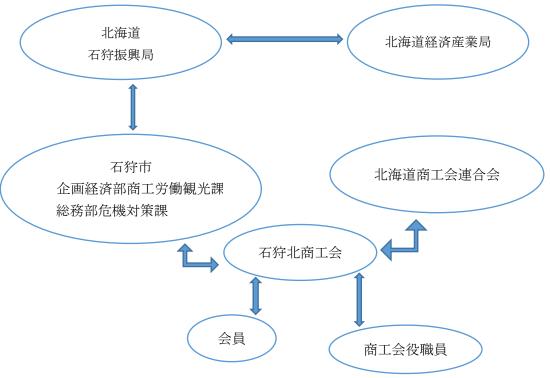
(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ○自然災害等発生時に、当地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び、指揮命令 を円滑に行うことができる仕組みを構築します。
- ○二次被害を防止するため、二次災害発生の恐れのある箇所の情報を共有し、報告体制を 整備することで発生防止措置に繋げます。
- ○石狩北商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有 又は、報告を行います。
- ○被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定は、あらかじめ石狩市 と定めた方法で確認します。
- ○石狩北商工会と石狩市が共有した情報については、道の災害情報等報告取扱要領に基づいて指定された方法により報告するほか、別途指示があった方法にて報告します。

○被害状況報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況(建物・機械装置・商品など詳細に記載)
1				
2				
3				
4				

○災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業に対する支援

- ○当地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ石狩市と定めた方法により確認します。
- ○相談窓口の開設については、石狩市と相談の上、安全性が確認された場所に設置します。
- ○被災事業者を対象に、応急時に有効な被災事業者施策(国や道、市等の施策)について、 当地区内小規模事業者へ周知します。
- ○損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行います。
- ○新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等といった新たな感染症の場合は、事業活動 に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者と対象とした支援策や相談窓口の 開設等を行います。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ○石狩市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を 実施します。
- ○被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援 派遣等を、北海道や北海道商工会連合会に相談します。

(6) その他
○本計画は、石狩市及び、石狩北商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支
援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行います。
○本事業内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課報告します。

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年11月現在)

1 実施体制(商工会と関係市町村の共同体制)

[石狩北商工会] 事務局長 法定経営指導員 補助員 記帳専任職員

連絡調整

[石狩市] 企画経済部 商工労働観光課 確認連携

[石狩市] 総務部 危機対策課

- 2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
 - (1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 野澤 美朝 (連絡先は下記3(1)参照)
 - (2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
 - ・本計画の具体的な取組の企画・立案し実行します。
 - ・本事業に基づく進捗確認、見直しフォローアップを1年に2回以上実施します。
- 3 商工会、関係市町村連絡先
 - (1) 商工会

石狩北商工会

〒061-3601 北海道石狩市厚田区厚田47番地4

TEL: 0 1 3 3 - 7 8 - 2 5 1 3 FAX: 0 1 3 3 - 7 8 - 2 6 6 0 E-mail: atusyoko@rose.ocn.ne.jp

(2) 関係市町村

石狩市企画経済部商工労働観光課商工労政担当

〒061-3601 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

TEL: 0 1 3 3 - 7 2 - 3 1 6 6 FAX: 0 1 3 3 - 7 2 - 3 5 4 0

E-mail: syoukour@city.ishikari.hokkaido.jp

- 4 その他
 - ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告します。

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	0 - 1 - 1	4 - 4 - 4	A = 1t-	A = 1 1 1 1	A = - 1
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	2 5 0	1 2 0	2 5 0	1 2 0	2 5 0
・専門家派遣費	7 0	7 0	7 0	7 0	7 0
・セミナー開催費	100		100		100
・パンフ、チラシ作成費	3 0		3 0		3 0
・防災・感染症対策費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。